

年齢確認にご協力ください。

UNDER 20

未成年者喫煙防止強化月間

7月1日・7月31日

20歳未満の喫煙は法律で禁じられています。

UNDER 20

未成年者喫煙防止強化月間

7月1日・7月31日

20歳未満の喫煙は法律で禁じられています。

UNDER 20

未成年者喫煙防止強化月間

7月1日・7月31日

年齢確認にご協力ください。

UNDER 20

未成年者喫煙防止強化月間

7月1日・7月31日

年齢確認にご協力ください。

UNDER 20

未成年者喫煙防止強化月間

7月1日・7月31日

TIOJが全協組合員等に配付する啓発用POP5点セット

7月は「未成年者喫煙防止強化月間」
全協・TIOJ主催◆協力11団体
「20歳未満の喫煙禁止」の更なる徹底へ

全協・一般社団法人日本たばこ協会(TIOJ)主催の「未成年者喫煙防止強化月間」が、来る7月の1か月で実施される。この未成年者喫煙防止強化月間は、2015年から毎年実施されている。今年度も、TIOJが全協組合員や協力団体加盟店に配付する店頭・売り場用として活用する啓発用訴求POPの5点セットは、サイン・ググ2点、横型2点、縦型1点となっており、縦型・横型各1点は、昨年度の「未成年者」から「20歳未満」に文言が改められた(写真参照)。これは2022年4月

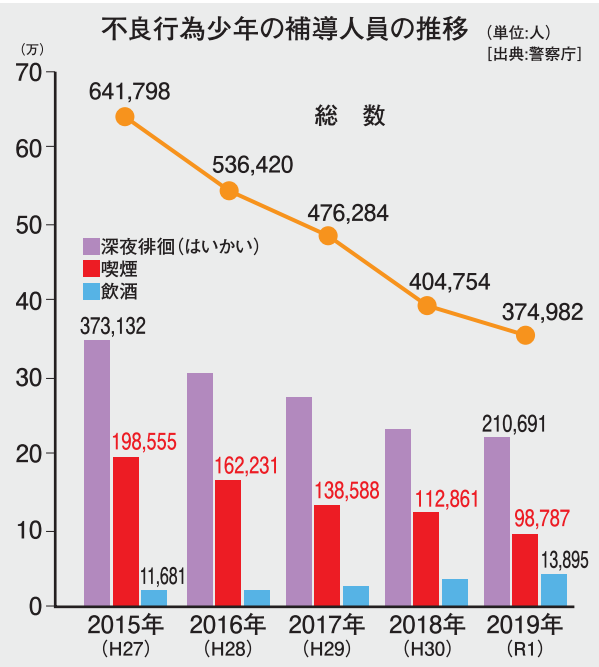
の民法の一部改正により成年年齢が18歳に引き下げられても、喫煙禁止年齢は現行通り、20歳未満であることから、「20歳未満は喫煙禁止」の更なる徹底を期したものだ。

また、毎年、たばこ組合が主体となり、関係機関や団体と協働して実施する主要都市での街頭イベントは、各地の新型コロナウイルス感染の収束状況等の諸事情を勘案して実施される予定である。

なお、TIOJでは強化月間に合わせて、昨年度と同様に学校内の掲出用啓発ポスター(B2サイズ・1種類)を、全国の中学校・高等学校

の約1万5千校及び関係機関・団体に配付する。

【協力11団体…順不同】
一般社団法人日本フランチャイズチェーン協会・日本チェーンストア協会・一般社団法人日本スーパーマーケット協会・一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会・一般社団法人全国スーパーマーケット協会・一般社団法人日本パナソニック協会・日本オケボックス協会連合会・一般社団法人日本複合カフェ協会・公益社団法人日本観光振興協会・オール日本スーパーマーケット協会・一般社団法人日本自動販売システム機械工業会・公益社団法人日本ボウリング場協会



新型コロナ感染拡大に伴い 継続契約手続きの延長措置

全国たばこ販売生活協同組合は4月23日に理事会を開催し、「新型コロナウイルス感染拡大に伴う継続契約手続きの延長措置」を決定した。この措置では、日本国内で感染が終息するまでの間、契約満了日から1か月以内(緊急事態宣言が出された地域では2か月以内)に掛金の払い込みを終えたものは、さかのぼって契約があったものとみなす。具体的には、緊急事態宣言が全国に発出されたので、5月と6月の2か月間の契約分のうち5月契約分は7月1日までに、6月契約分は8月1日までに継続契約手続きを行えば、さかのぼって契約があったものとみなすもの。

2019年度加入成績 優秀組合決まる

また、理事会では、2019年度の年間加入成績優秀表彰組合が報告された。受賞するのは次の上位3組合。

【火災生命共済】1位:宮津組合(関西支部)・2位:桐生組合(上信越支部)・3位:熱海組合(東海支部)

【交通災害共済】1位:下館組合(水戸支部)・2位:東松山組合(埼玉県支部)・阿蘇組合(熊本支部)

不良行為少年の補導人員 警察庁調べ

警察庁が去る3月に発表した2019年不良行為少年の補導人員総数は37万4,982人(前年比74%減)となった。そのうち、男子が占める割合は75%。補導人員が最も多いのは全体の56.2%を占める「深夜徘徊(はいかい)」で21万6,911人(同6.9%減)。次いで、26.3%を占める「喫煙」が9万8,787人(同12.5%減)である。補導人員が少くないものの5,244人、3.9%の増加となったのが、「飲酒」の1万3,895人である。総数及び主な態様の全体の傾向は次の通り(別図参照)。

総数 2012年60万人台にまで下がった。以降、2015年との対比では41.6%の減少率である。喫煙 たばこ業界及び関係機関・団体との協働などによる、20歳未満の喫煙

防止活動の成果として、2008年の約50万人から11年連続して減少傾向が続いている。2009年に36万5千人、2013年に25万7千人に下降、2015年には19万9千人となった。2019年と2015年との比較では、人員で約10万人の9万9,768人の大幅減となり、率にして50.3%減と半減した。

飲酒 2009年の1万7千人から2016年まで微減傾向だったのが、2017年以降3年連続

して11,744人、5,499人、5,244人の増加である。増加数では最も多い。

深夜徘徊(はいかい) 2012年の52万6千人以降減少しており、2019年と2017年の比較では5万9,976人、22.2%の減である。ただし、毎年、補導人員総数の半分以上を占めている。

※不良行為少年 非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜徘徊など、自己または他人の徳性を害する行為をした少年。

「喫煙」の補導人員は5年間で半減